

Newsletter

by NAKAI IMMIGRATION SERVICES LPC

Issue No. 1

上陸拒否の対象国および地域からの外国人の再入国許可

世界的に感染拡大の勢いが衰えない新型コロナウイルス感染症の水際対策として、法務省は表1に記載されている国・地域に滞在歴がある外国人については「特段の事情」がない限り上陸を拒否する（注1）としています。（注1）

コロナウイルス感染症が発生して以降、本国やそのほかの国で発生した様々な事情で日本を出国せざるを得なかった外国人が多数日本に戻ることができない状況にあり問題視されていました。



2020年4月14日付で公表されている出入国在留管理庁の報道発表資料では、「令和2年4月2日までに（注2）再入国の許可（みなし再入国許可を含む。）により出国した「永住者」，「日本人の配偶者等」，「永住者の配偶者等」又は「定住者」の在留資格を有する外国人（これらの在留資格を有さない日本人の配偶者又は日本人の子を含む。（注3）や、個別の特異な事情がある外国人等〜」との記載があり、再入国許可によって出国した人道的配慮が必要な事情のある外国人については上陸拒否対象国および地域からの再入国を一部認めていることが確認できます。日本人と婚

姻している方や永住者など、日本に結び付きの深い者が優先され「技術・人文知識・国際業務」や「企業内転勤」などの就労資格の方は原則として含まれていませんでした。

「日本に生活の基盤がある外国人が不当に扱われているのではないか」という声が高まり、法務省は2020年6月12日付で「[新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る上陸拒否の措置に関し、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することのある具体的な事例](#)」別紙1という資料を公表致しました。

ここには「特に人道上配慮すべき事情があるときなど、個別の事情に応じて特段の事情があるものとして再入国を許可することがあります。個別の事情に応じて再入国を許可することのある具体的な事例としては、以下のようなものがあります。」との記載があり、滞在先の国・地域が上陸拒否の対象地域となる前、滞在先の国・地域が上陸拒否の対象国および地域となる後とで再入国許可が認められる可能性がある具体的な事例が列挙されています。

主な「事情」の例として、上陸拒否の対象国および地域となる前に、日本に家族を残して出張などで出国してしまった、というものがあります。また、出国日にかかわらず、重病の親族のお見舞いや葬儀、海外の病院での治療のために出国した、などの例も挙げられており、対象には就労資格の方も含まれます。

上陸拒否の対象となってから出国した事例も含まれるようになったことは画期的であり、就労資格の外国人とその家族にも配慮がなされるようになったと考えられます。

具体的に上記の状況で空港のイミグレーションでどのような手続きが行われるかについて実際に出入国を行った駐在員のお客様他関係各所からのヒアリングなどにより情報を収集致しました。

出国ゲートで、出国の目的の確認が行われます。その際に「上陸拒否国からの再入国は許可されない可能性があることを理解しました」との内容の用紙を提示され、署名を求められます。家族の葬儀やお見舞いなど「特段の事情」により出国する方は、ここでその旨を申告します。別の書面を渡され、出国の理由の記載が求められます。併せて、特段の事情が立証できる資料を提示します。診断書の写し、死亡診断書の写しなど公的な証明書が適当ですが、証明がない場合には「親族が危篤である」「葬儀の場所や日程」が記載された E-mail のプリントアウトでも資料として認めるということです。

入院中の方やお亡くなりになった方と出国しようとする外国人の方との関係がわかる資料は必須です。出生証明書などの写しをご用意下さい。

「特段の事情がある」と判断されると出入国在留管理庁の印が入った「特段の事情で出国する」旨の書面が交付されます。再入国の際にはこの書面と、出国時に用意した資料、本国で発行された死亡診断書や病院の診断書などを必ず携帯し、到着した空港の再入国ゲートで提示すると再入国が許可されます。

日本の出入国在留管理局が再入国を認めるとはいえ、出発地の航空会社が日本行きの便への搭乗に難色を示すケースもあるとのこと。これは、空港で上陸拒否された者が出た場合、その者を速やかに当該国から退去させる責任は搭乗させた航空会社にあり、費用などの負担が発生することによるものです。（注4）

再入国される方は、事前に搭乗する予定の航空会社へ自身が確実に搭乗できるかの確認を行い、搭乗する際には空港のカウンターで出国時に交付された「特段の事情で出国する」旨の書面を提示、改めて再入国が許可されることをアピールしていただくとよいでしょう。



別紙2（参考資料）新型コロナウイルス感染防止に係る上陸審査の状況（速報値）

以上は、あくまでもすでに有効な在留資格を持っており、在留期間の満了日以前で、出国から1年以上経過しておらずみなし再入国許可を利用できる場合、または別途許可された再入国許可が有効な方の事例です。新規入国を希望する方については現時点では「特段の事情」が認められるかは判断が難しい点にご留意いただくようお願い致します。

（注1）

根拠法令：出入国管理及び難民認定法第5条第1項第14号

「前各号に掲げる者を除くほか、法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」

（注2）

令和2年（2020年）4月3日より上陸拒否の対象をそれまでの韓国、中国、ヨーロッパ諸国から北米、中南米、中東、アフリカや東南アジア諸国に大幅に拡大したため。

（注3）

その外国人の在留資格が「日本人の配偶者等」ではないが、日本人と婚姻している、日本人の子であるなどの実態がある者

(注4)

国際的な民間航空の規範に関するシカゴ条約を根拠とし、国際民間航空機関（ICAO）には国外退去になった際の航空会社の費用負担の定めがある。

日本側の根拠法令：出入国管理法 59 条

1 次の各号のいずれかに該当する外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者は、当該外国人をその船舶等又は当該運送業者に属する他の船舶等により、その責任と費用で、速やかに本邦外の地域に送還しなければならない。

一 第三章第一節又は第二節の規定により上陸を拒否された者

二 第二十四条第五号から第六号の四までのいずれかに該当して本邦からの退去強制を受けた者

三 前号に規定する者を除き、上陸後五年以内に、第二十四条各号のいずれかに該当して退去強制を受けた者のうち、その者の上陸のときに当該船舶等の長又は運送業者がその者について退去強制の理由となった事実があることを明らかに知っていたと認められるもの

2 前項の場合において、当該運送業者は、その外国人を同項に規定する船舶等により送還することができないときは、その責任と費用で、すみやかに他の船舶等により送還しなければならない。

～以下略～

海外から日本に向かう方の日本入国後の措置

上陸拒否対象国から帰国した日本人や、「特段の事情」が認められ再入国が許可された外国人は、検疫法にもとづき、到着した日本の空港で検疫官に「上陸拒否対象国に過去 14 日以内に滞在していた」ことの申告を義務づけられています。

申告後は空港の検疫所で質問票の記入、体温の測定、症状の確認等が求められます。全員に PCR 検査が実施され、症状が無く、家族が自家用車で迎えに来る、レンタカーを手配するなど、タクシーを含む公共交通機関を利用することなく移動できる方は、自宅等で待機が認められます。

適切な移動手段がない方は、空港内のスペース又は検疫所長が指定した施設等で、結果が判明するまでの間待機することになります。2020 年 7 月の時点では待機期間はおおむね 2 日で、「検疫所長が指定した施設等」は国が確保した民間のホテルなどの宿泊施設のことです。国が確保した宿泊施設へは専用のシャトルバスで移動します。

宿泊施設に到着すると原則として部屋から出ることはできなくなり、食事も部屋のドアノブにかけられるなど、他者と接触しない様に徹底して行動が制限されます。

検査結果が陽性の場合、医療機関への入院か、陽性患者用の宿泊施設での療養となります。

検査結果が陰性の場合には自宅や自身で確保した宿泊施設などで、入国から 14 日間は待機が求められます。移動するための条件として「公共交通機関（鉄道、バス、タクシー、航空機（国内線）、旅客船等）を使用せずに移動できること」とされ、家族の送迎や自力でのレンタカーの手配が求められます。

待機中は保健所の健康確認の対象となり、保健所より電話で健康状態についてたずねられるようです。

以上

行政書士 椋木真貴

July 10, 2020 NIS

上記内容の PDF はこちらをご確認ください。

上記内容の英語版はこちらをご確認ください。